

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年7月24日（火） 9：54～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

福井照 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

欠席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○国会提出案件 26件

○公布（法律） 2件

○政令 12件

○人事 5件

○配布 2件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び法務大臣から御発言があります。

次に、「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、同期間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた災害救助法適用区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、金利軽減等の特別措置を講ずるものであります。あわせて、同期間における豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定するとともに、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助等を指定する「同災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、御決定をお願いいたします。

次に、「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、過労死等防止対策推進法に基づき、大綱を変更するものであり、決定の上は、国会へ報告するものであります。本件につきましては、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、「国民生活安定緊急措置法施行状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、生活必需物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置について、本年1月1日から6月30日までの間において、講じた措置はないことを、国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書25件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「特定複合観光施設区域整備法」外1件が、20日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等促進法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日、水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に関する規定の施行期日を本年8月1日と定めるものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、同繰上償還を行おうとする旨の申出に際して地方公共団体が提出する計画に定めるべき事項等を定めるものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定するものであります。

次に、財務省及び厚生労働省の各組織令の一部を改正する2政令は、大臣官房に政策立案総括審議官を置く等の措置を講ずるものであります。

次に、「医療法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、検体検査の精度の確保等に関する規定等の施行期日を本年12月1日と定めるものであ

り、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、「児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令」は、児童扶養手当の算定基礎等となる所得の額に関し、未婚のひとり親について、寡婦控除等があったものとみなして計算する等の措置を講ずるものであり、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」は、小児慢性特定疾病医療支援等に係る負担上限月額に関し、未婚のひとり親のうち、寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されない者について、同税非課税者と同額とする等の措置を講ずるものであります。

次に、「鉄道軌道整備法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年8月1日と定めるものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、激甚災害等に係る鉄道の災害復旧事業に関する補助の要件に係る係数等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、加藤厚生労働大臣が、中華人民共和国政府要人との会談等のため、本日から明日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、元内閣府国際平和協力本部事務局長能化正樹を特命全権大使に任命することについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、エジプト国に駐節を命じようとするものであります。

次に、内閣官房副長官補中島明彦を願いに依り免じ、その後任に、防衛省防衛政策局長前田哲を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、復興庁事務次官関博之が退官し、その後任に統括官加藤久喜を、厚生労働事務次官蒲原基道が退官し、その後任に保険局長鈴木俊彦を、農林水産事務次官奥原正明が退官し、その後任に経済産業省産業技術環境局長末松広行を、国土交通事務次官毛利信二が退官し、その後任に技監森昌文を、防衛事務次官豊田硬が退官し、その後任に大臣官房長高橋憲一を、それぞれ充てるものであります。

次に、柚木俊二外144名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、落語家桂歌丸、本名椎名巖を従五位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「警察白書」があります。本件につきましては、後程、国家公安委員会委員長から御発言があります。

次に、「平成30年度普通交付税大綱」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。私から2件申し上げます。まず、内閣提出法律案等の成立状況について申し上げます。

今年の通常国会に提出した法律案等につきましては、法律60件、条約11件が成立いたしました。法案成立率は92.3%になり、また、条約は、すべて成立い

たしました。なお、議員提出法律案といたしましては、「平成30年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」など20件が成立しております。

次に、外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針及び外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について申し上げます。

先日の骨太の方針で、一定の専門性・技能を有する外国人材について新たな受入れ制度を創設することとなったこと等を踏まえ、我が国に在留する外国人に対する日本語教育の充実、多言語対応の推進など、受入れ環境の整備について政府全体として取組を強化する必要があることから、入国・在留管理等を所掌する法務省に、外国人の受入れ環境の整備に関する総合調整権限を付与することといたしました。

また、新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、政府一体となって総合的な検討を行うため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開催することとしたいので、御了解をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、法務大臣。

○上川国務大臣：先ほど官房長官から説明があったとおり、本日をもって、外国人の受入れ環境の整備については、法務省に総合調整権限が付与されることとなりました。

これに伴い、法務省が司令塔的機能を果たし、政府全体として外国人の受入れ環境整備に係る各種施策を推進していきたいと考えておりますので、関係閣僚におかれましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について、御説明申し上げます。

本大綱は、平成27年に過労死等防止対策推進法に基づき定められたものであり、制定から3年間の対策の推進状況等を踏まえて、労働行政機関等が関係法令等に基づき重点的に取り組む対策を新たに項立てするとともに、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標を新たに設定するなど、過労死等防止対策を充実させるための変更を行うものです。

本大綱の変更には、関係府省の御協力をいただき、感謝申し上げます。今後とも、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け取り組んでまいりますので、関係府省の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○小此木国務大臣：平成30年警察白書では、「近年における犯罪情勢の推移と今後の展望」と題する特集を組みました。この特集では、我が国の近年の犯罪情勢の推移を概観し、これまでの犯罪対策や犯罪情勢をめぐる社会的背景のほか、新たに課題となっている治安事象とその対策を紹介し、今後の犯罪対策の方向性について記述しております。警察としては、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、関係機関・団体、国民の理解と協力を得ながら、より効果的かつ効率的な犯罪対策を講じ

ていく所存です。この白書作成に当たり、関係省庁に御協力を頂きましたことに改めて御礼を申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○野田国務大臣：本日、各地方公共団体に交付する平成30年度の普通交付税の額を決定いたしました。その総額は、15兆480億円であり、前年度の額に比べて、3,021億円の減となっております。

平成30年度については、地方公共団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むための経費や、障害児保育を含む子ども・子育て支援施策などに要する経費を算定し、その取組を支援することとしております。また、東日本大震災の被災団体に対しては、引き続き算定上の特例措置を講じ、財政運営に支障が生じないように配慮しております。

なお、都道府県にあつては東京都が、市町村にあつては77団体が不交付団体となっております。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：加藤大臣は海外出張いたしますが、その出張不在中、松山大臣を厚生労働大臣の臨時代理及び拉致問題担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

○菅国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、鈴木大臣。

○鈴木国務大臣：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで、本日であと2年となりましたので、担当大臣として一言申し上げます。

いよいよ大会開催まで2年となり、計画された取組を具体化し、準備を本格的に進める段階となります。東京大会の成功に向けて、閣僚各位の協力を得て、大会組織委員会、東京都及び関係自治体とも連携し、関連施策を総合的かつ集中的に推進していく必要があります。

現在、各府省庁におかれては、平成27年11月に閣議決定された「オリパラ基本方針」に基づき、取組を進めていただいております。

また、本年5月末に開催されたオリパラ推進本部において、私から大会に向けて政府として重点的に取り組んでいくべきである、①輸送、②セキュリティ、③暑さ対策、④文化、⑤ホストタウン、⑥ユニバーサルデザインの6項目について、スケジュールと主な対応を報告させていただいております。

加えて、東京大会は、復興オリンピック・パラリンピックと位置付けられており、東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する取組を進めていく必要があります。

私としても各施策について、適宜進捗状況を確認させていただきますが、閣僚各位においてもリーダーシップを発揮して、予算措置を含めた各施策の進捗管理を徹底していただくとともに、関係職員を督励して遺漏なく準備を着実に進めていただきますよう、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○野田国務大臣：この度、統計委員会から、平成31年度における各府省の統計リソース、すなわち予算・人員の重点的な配分に関する建議が行われました。

この建議は、今般の統計法改正により統計委員会が機能強化されたことを受け、今回初めて行われたもので、公的統計の中立性及び信頼性の確保や適切な利活用の推進を始めとした、来年度における統計行政に係る重点事項等について、統計委員会としての考え方が示されています。

中長期にわたる統計改革の実現のためには、必要なリソースを計画的に確保していくことが重要です。各大臣におかれては、本建議を踏まえ、統計行政の重要課題の推進に必要な予算及び人員の確保に向けて、概算要求を検討いただくとともに、府省内の統計改善に向けた御指導をよろしくお願いします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
7月24日〕（火）

◎一般案件

資料あり

- 外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について（決定）（内閣官房・内閣府本府）
- 〃 ○平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（決定）（財務・厚生労働・経済産業省）
- 〃 ○過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について（決定）（厚生労働省）

◎国会提出案件

資料あり

- ☆ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（平成30年1月1日から同年6月30日まで）について（決定）（消費者庁）
- 〃 ○ {
 - 1. 衆議院議員黒岩宇洋（無会）提出「主任の大臣」と「担当大臣」の関係に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
 - 1. 衆議院議員初鹿明博（立憲）提出情報取得困難者に対する災害時の情報保障に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
 - 1. 衆議院議員初鹿明博（立憲）提出民泊施設を避難所として活用することに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
 - 1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出赤坂自民亭と現行の法令上の緊急事態条項の追加に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
 - 1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出トランプ政権による対中報復関税による日本経済に与える影響に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出大規模災害時における死者，行方不明者の氏名の統一的な公開基準の策定に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出GPS捜査に関する質問に対する答弁書について（決定）（警察庁）
1. 衆議院議員古本伸一郎（国民）提出成年年齢の18歳への引き下げ等に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 衆議院議員大西健介（国民）提出死刑を執行された死刑囚の遺体・遺骨の引き渡しに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員福島みずほ（希会）提出麻生財務大臣の2013年4月19日の水道民営化発言に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 衆議院議員川内博史（立憲）提出都道府県民歌と市区町村民歌に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 参議院議員藤末健三（国声）提出大学などの高等教育無償化に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員高木錬太郎（立憲）提出「ゲーム障がい」に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員松田功（立憲）提出透析患者等の通院に対する支援に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員山井和則（国民）提出過労死等の労災補償状況の公表等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員藤末健三（国声）提出地方公共団体における障害者就労施設等からの調達実績に関する質問に対する答弁書について
（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員石上俊雄（民主）提出I・O・Tやビッグデータ解析，人工知能，ロボット等の活用拡大による我が国電機産業の発展に関する質問に対する答弁書について（決定）
（経済産業省）
1. 参議院議員石上俊雄（民主）提出我が国が直面するエネルギー問題への対応に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員石上俊雄（民主）提出我が国製造業を担う人材の確保・育成と生産性の向上に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員山崎誠（立憲）提出タンカー衝突事故により流出した油状物等に関する再質問に対する答弁書について（決定）
（国土交通省）
1. 衆議院議員櫻井周（立憲）提出河川敷に設置された公園施設等の災害復旧事業費国庫負担に関する質問に対する答弁書について
（決定）（同上）
1. 衆議院議員海江田万里（立憲）提出羽田新飛行ルートに関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員宮本徹（共）提出東京外かく環状道路に関する質問に対する答弁書について
（決定）（同上）
1. 参議院議員川田龍平（立憲）提出ニホンウナギの生息地保全，資源回復のための河川環境保全と再生に関する再質問に対する答弁書について（決定）
（同上）

1. 衆議院議員宮川伸（立憲）提出「統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について」に関する再質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）

◎ 公布（法律）

- 資料なし ☆
1. 特定複合観光施設区域整備法（決定）
 1. 平成30年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（決定）

◎ 政 令

- 資料あり
- 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（決定）
 - 〔内閣府本府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省〕
 - 〃 ○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（内閣府本府）
 - 〃 ○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○ 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
 - 〃 ○ 財務省組織令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
 - 〃 ○ 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
 - 〃 ○ 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（同上）

- 資料あり
資あり
- 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（決定）
（厚生労働省）
 - 〃 ○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（厚生労働・財務省）
 - 〃 ○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（同上）
 - 〃 ○鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
 - 〃 ○鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）

◎人 事

- 資料なし
資料あり
資あり
- ☆厚生労働大臣加藤勝信の海外出張について
（了解）
 - 能化正樹を特命全権大使に任命することについて
（決定）
 - 〃 ○前田 哲を内閣官房副長官補に任命し，内閣官房副長官補中島明彦を願に依り免ずることについて
（決定）
 - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
 - 〃 ☆元総務事務官柚木俊二外144名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆平成30年警察白書（警察庁）
- ☆平成30年度普通交付税大綱（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]